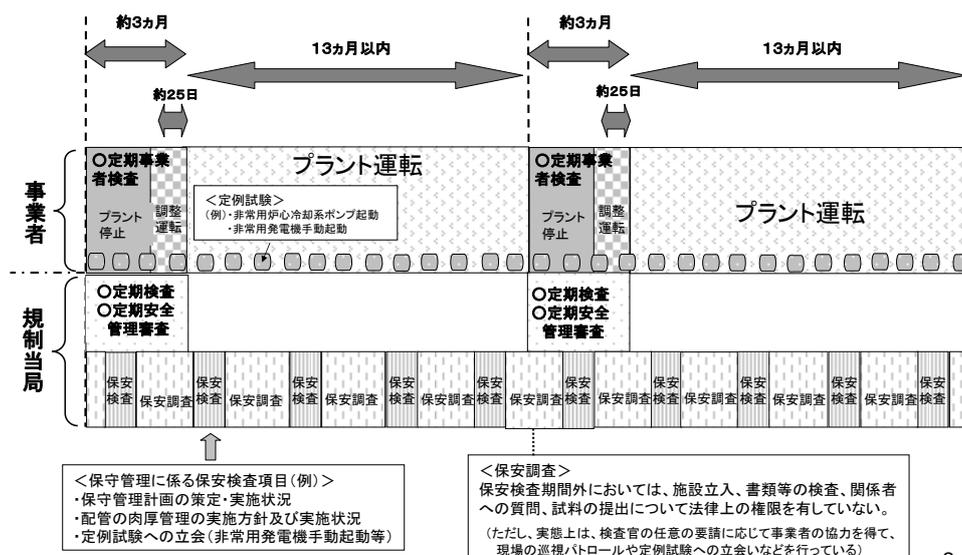


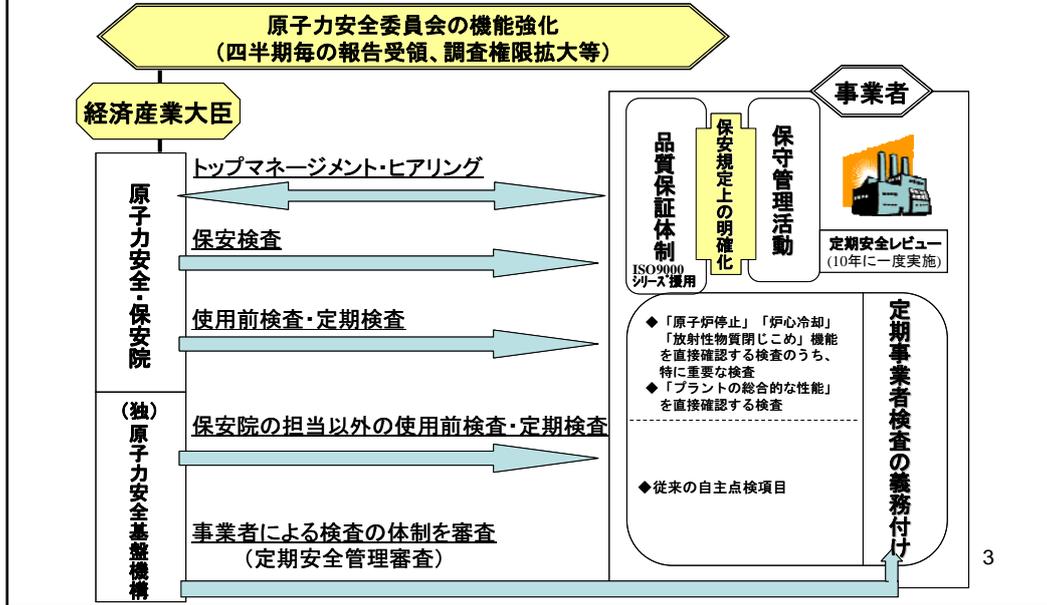
原子力発電施設に対する検査制度について (定期検査に関する説明を中心に)

平成19年2月
原子力安全・保安院
柏崎刈羽原子力保安検査官事務所
原子力安全地域広報官 金城 慎司

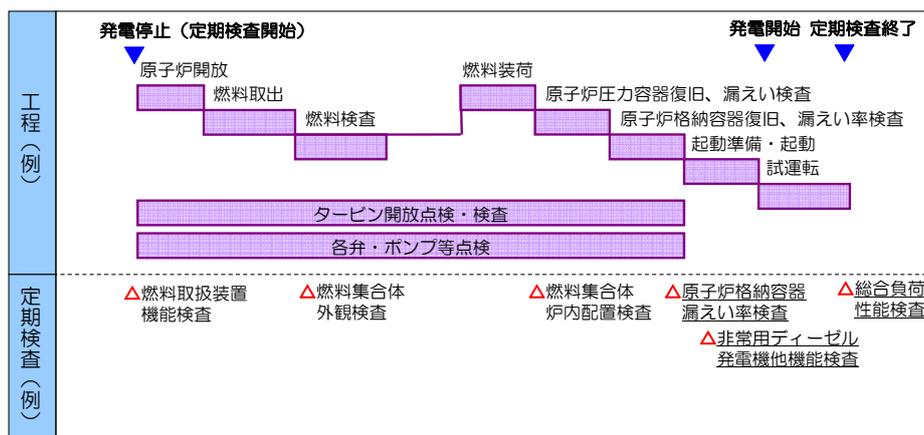
－我が国の原子力発電所の運転状況と検査の関係－



- データ改ざん等に係る国の現在までの対応(平成15年10月以降の検査制度)
- 1) 事業者に品質保証の徹底を義務づけるとともに、保安検査等でその実施状況を確認、
 - 2) 自主検査を定期事業者検査として法律で義務づけ、記録保存義務を課すとともに、虚偽記載等についての罰則を付す制度を導入、
 - 3) 定期検査に対する妨害についての罰則を強化 等の措置が導入された。



原子力発電所の定期検査



検査制度の変遷

S61年～

H14年10月～

H15年10月～

①旧検査制度

②特に厳格な検査

③定期事業者検査制度

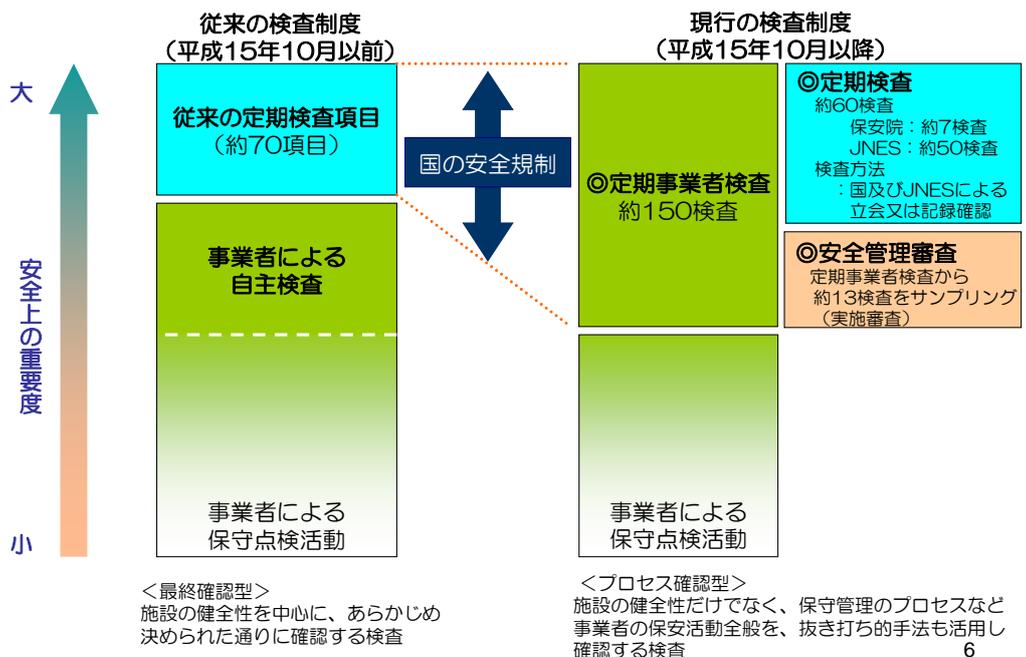
- 定期検査；安全上特に重要な設備の健全性を国が確認
- 自主点検；定期検査以外は事業者が任意に実施

- 原子力発電所における一連の不祥事に鑑み、設備の健全性に加え、品質保証活動に関する検査を行政措置として実施

- 定期検査；定期事業者検査の内安全上特に重要な設備の健全性を国が確認
- 定期事業者検査；設備の技術基準適合性を事業者が確認
- 定期安全管理審査；定期事業者検査の実施体制を審査

KK1	第1回～第12回	第13回	第14回～
KK2	第1回～第9回	第10回	第11回～
KK3	第1回～第6回	第7回	第8回～
KK4	第1回～第6回	第7回	第8回～
KK5	第1回～第9回	第10回	第11回～
KK6	第1回～第4回	第5回	第6回～
KK7	第1回～第4回	第5回	第6回～

定期事業者検査制度（従来制度と現行制度の比較）



事業者による検査

従来の検査制度
(平成15年10月以前)

現行の検査制度
(平成15年10月以降)

◎自主検査

- 電力の自主的な判断による安全確保活動の一環

◎定期事業者検査

- 法的位置づけ明確
- 検査結果の記録、保存の義務
- 技術基準に適合しなくなると見込まれる時期の評価、記録、保存および報告の義務

7

国の定期検査

従来の検査制度
(平成15年10月以前)

現行の検査制度
(平成15年10月以降)

◎定期検査

- 対象；
安全上特に重要な設備
- 施設の健全性を中心とした性能の確認

◎定期検査

- 対象；
定期事業者検査の内安全上特に重要な設備
- 性能の確認に加えプロセスを重視
 - ①検査要領書の適切性
 - ②検査要員の適切性
 - ③検査用機器の適切性
 - ④検査内容の適切性
 - ⑤検査結果判定の適切性
 - ⑥技術基準適合性

原子力安全規制の体制 (平成18年6月時点)

- ◆原子力安全規制を実効あらしめるため、人員を増強するとともに、質的な向上を図り、現行の原子力安全規制を実施する上で必要となる人的基盤を整備。
今後、更なる質的向上を目指し、研修等の充実、強化を進めていく。

①人員の増強

- ◎原子力安全規制行政機関(管理部門含む) 合計 約 540名
 - 経済産業省原子力安全・保安院 約330名(←発足時約140名)
(うち検査官 約110名(←発足時約50名))
 - 文部科学省 約100名
 - 内閣府原子力安全委員会 約110名(←保安院発足時約95名)
- ◎安全規制支援機関 合計 約 660名
 - 独立行政法人原子力安全基盤機構(JNES) 約450名(うち検査員 約110名)
 - 独立行政法人日本原子力研究開発機構(安全性研究センター、安全試験施設管理部等) 約210名

②質的な向上

- 保安院に、メーカー、研究機関、危機管理省庁等から経験豊かな中途採用者を採用。(現在 約80名)
- 原子力安全に係る人材育成コースを設定し、内外の機関の協力を得つつ、専門性の育成に必要な多様な研修制度を整備。

9

事業者検査の審査

従来の検査制度
(平成15年10月以前)

●制度なし

現行の検査制度
(平成15年10月以降)

◎定期安全管理審査

- (独)原子力安全基盤機構が実施
- 定期事業者検査の実施に係わる体制について審査
 - ①文書審査；
基本的体制について審査
 - ②実地審査；
定期事業者検査から抜き打ち的手法を用いた立合い、記録確認による審査
- 審査事項
 - ①組織②検査の方法③工程管理④協力会社の管理⑤検査記録の管理⑥教育訓練

10